

令和 8 年 度

市立若草中学校トイレ洋式化修繕

設計書

相模原市

部 長	課 長	総括主幹	総括副主幹	検 算	検 算	担 当		
令和 8 年度 市立若草中学校トイレ洋式化修繕 設計書								
修繕価格								
消費税及び地方税相当額								
修繕費								
施設箇所名		市立若草中学校						
所在地		相模原市南区新磯野 2 0 4 6						
修 繕 概 要	市立若草中学校トイレ洋式化修繕 1. 市立若草中学校 (1) 衛生器具設備 (2) 給水設備 (3) 排水、通気設備 (4) 付帯建築工 (5) 付帯電気工 (6) 撤去工 (7) 発生材処理							
起 工 理 由					本修繕監督員及び材料検査は 下記の者に定める			課 長
着手年月日		年 月 日		完成年月日		年 月 日		
執行方法		☐ 指名競争入札 ☐ 一般競争入札 ☐ 随意契約						

[illegible]

1. 給排水衛生設備修繕

[illegible]

1. 給排水衛生設備修繕						
3. 排水、通気設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
【A棟トイレ】						
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 改修	機械室・便所 100A	2	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 改修	機械室・便所 75A	5	m			
建物用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (FVP) 改修	機械室・便所 100A	3	m			
建物用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (FVP) 改修	機械室・便所 75A	10	m			
配管切断・接続費	排水設備	1	式			
はつり補修費	排水設備	1	式			
【B棟トイレ】						
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 改修	機械室・便所 100A	2	m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 改修	機械室・便所 75A	6	m			
建物用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (FVP) 改修	機械室・便所 100A	7	m			
建物用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管 (FVP) 改修	機械室・便所 75A	15	m			
通気・硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) 改修	機械室・便所 50A	2	m			
配管切断・接続費	排水設備	1	式			
配管切断・接続費	通気設備	1	式			
はつり補修費	排水設備	1	式			
計						

1. 給排水衛生設備修繕				4. 付帯建築工		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
【A棟トイレ】						
天井 化粧 せっこうボード 張り(GB-D)	厚 9.5 準不燃 トラバーチン 突付け	11	m ²			
軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満 下地張りなし ③300 インサート含む	11	m ²			
ライニング復旧		2	カ所			
既設和便器開口部 コンクリート復旧	W200×D400×H350程度	8	カ所			
床復旧	長尺シート	11	m ²			
ビニル巾木		18	m			
【B棟トイレ】						
天井 化粧 せっこうボード 張り(GB-D)	厚 9.5 準不燃 トラバーチン 突付け	10	m ²			
軽量鉄骨天井下地	19形(屋内) ふところ1.5m未満 下地張りなし ③300 インサート含む	10	m ²			
ライニング復旧		2	カ所			
天井点検口	一般タイプ アルミ製 内外枠共額縁 600角	6	カ所			
軽量鉄骨天井 開口部補強	点検口・換気扇 ボード等切込み共 600×600mm程度	6	カ所			
天井点検口	一般タイプ アルミ製 内外枠共額縁 450角	9	カ所			
軽量鉄骨天井 開口部補強	点検口・換気扇 ボード等切込み共 450×450mm程度	9	カ所			
既設和便器開口部 コンクリート復旧	W200×D400×H350程度	14	カ所			
床復旧	長尺シート	21	m ²			
ビニル巾木		34	m			
計						

[illegible]

相模原市環境方針

本市は、「相模原市環境基本条例」の基本理念に則り、望ましい環境像「人と自然が共生するまち～市民と築く、地域循環共生都市さがみはら～」を実現するため、事務事業の実施に当たり、以下のとおり、取組目標を設定し、継続的改善を推進します。

- 1 「相模原市環境基本計画」に基づき、環境関連施策を推進し、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減を図ります。
- 2 地球温暖化対策や循環型社会の形成などを推進するため、再生可能エネルギー等利用設備の導入、省エネルギー機器の導入、公用車適正利用の推進、ごみの減量化・資源化の推進、資源・エネルギーの有効活用に取り組めます。

令和2年4月1日

相模原市長

【相模原市環境基本条例 基本理念】

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことのできる自然と調和の取れた豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びに将来の世代へ継承していくことを目的として行うものとする。
- 2 環境の保全及び創造は、環境に関する資源の有限性を認識するとともに、その適正な管理及び利用を図り、もって環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行うものとする。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民相互の協力の下に行うものとする。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、積極的に推進するものとする。